

平成28年第2回定例会総務委員会会議録

平成28年6月15日  
午前10時～11時03分  
全員協議会室

出席者氏名

後藤 光秀 委員長	石引 礼穂 副委員長
金剛寺 博 委員	山宮留美子 委員
山崎 孝一 委員	寺田 寿夫 委員
鴻巣 義則 委員	

執行部説明者

副市長	川村 光男	総務部長	直井 幸男
総合政策部長	松尾 健治	危機管理監	出水田正志
会計管理者	飯田 俊明	市長公室長	松田 浩行
危機管理室長	中島 史順	人事行政課長	菊地 紀生
財政課長	岡田 明子	税務課長	森田 洋一
納税課長	岡野 雅行	契約検査課長	島田 眞二
企画課長	宮川 崇	資産管理課長	飯田 光也
情報政策課長	永井 正	シティセールス課長	大野 雅之
道の駅プロジェクト課長	中嶋 潔	会計課長	川村 昭
監査委員事務局長	酒川 栄治	情報政策課長補佐	佐々木英一

事務局

主 査 仲村 真一 副主査 矢野 美穂

議 題

- 議案第2号 龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第9号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例について）
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号））

後藤委員長

すみません、最初に委員会開催の前に、本日は委員会ということですので、皆さんぜひクールビズですので、暑かったら上着を脱いでください。

委員の皆様に申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで、傍聴の方に一言申し上げます。会議中は静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより総務委員会を開催いたします。

本日ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第2号、議案第9号の所管事項、報告第1号、報告第2号、報告第3号の所管事項の5案件です。これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答でお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第2号 龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

それでは、お手元の議案書をごらんになっていただきたいと思います。

4ページでございます。

議案第2号 龍ヶ崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律と、非常に長い法律名称なのですが、番号法、あるいは番号利用法と言われているものでございます。これが平成27年9月9日に改正法が公布されまして、平成29年1月から情報提供ネットワークシステムの運用開始が予定をされております。これらに対応し、法定事務及び独自利用事務において利用する特定個人情報の庁内連携及び市長部局と教育委員会との間で特定個人情報を提供するために本条例の一部を改正しようとするものでございます。具体的な説明につきましては、新旧対照表で行いたいと思います。

初めに、新旧対照表の1ページをごらんになってください。

まず、新旧対照表の1ページで、まず、第1条でございます。

第1条の改正につきましては、番号利用法の根拠規定の繰り下げがありましたので、これに対応させるための改正でございます。

それから、第4条の見出しでございます。特定個人情報の文言を追加しております。こちらにつきましては、今回の一部改正の内容との整合を図るために、見出しについても改正をしたものでございます。

4条の第1項でございます。こちらにつきましては、独自利用事務を追加しようとするものです。この別表第1というのが独自利用事務になるわけですが、これについては後ほど説明をしたいと思います。

それから、4条の第2項でございます。次の各号に掲げる事務を処理するというようなところでございますが、これにつきましては、独自利用事務で特定個人情報を利用する際に庁内で連携が図れるようにしようという趣旨で追加をするものでございます。

そして、4条2項の第1号でございます。こちらにつきましては、独自利用事務で照会できる事項を定めるものでございます。具体的には、別表第2のところでご説明をしたいと思います。

それから、第2号、こちらにつきましては改正前の内容と同じなのですが、法定事務におきましては、庁内連携については法律の規定でできますけれども、独自利用事務を庁内連携をしようとするとして条例の規定が必要となるということで、こういった文言を整理しております。

それから、第3号、その他規則で定める事務につきましては、現在、想定はございません。

それから、第5条でございます。第5条の改正につきましては、番号利用法の根拠規定の繰り下げに対応するものでございます。

それから、別表第3とあるんですが、こちらについては従来の別表でございます。別表の1、別表の2が追加された関係で別表3ということで、番号が繰り下げとなっております。

それでは、2ページをごらんになってください。

別表の第1、独自利用事務ということでございます。

独自利用事務につきましては、いわゆるマル福制度でございます。龍ヶ崎市医療福祉費支給に関する条例に基づく、妊産婦・小児・母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障がい者等への医療費の一部を助成する事務に関して、特定個人情報を利用していいと、使用できますよという規定の追加でございます。

それから、別表第2でございます。特定個人情報の利用ということで、市長部局については、現在、お示ししましたマル福でございます。

それから、教育委員会でございますけれども、教育委員会、これ3ページになります。教育委員会としましては、学校健康安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務ということで、通称就学援助費、要保護・準要保護制度と言われるものです。こちらの事務について、特定個人情報の利用ができますよという規定の追加でございます。

それから、4ページをごらんになってください。

4ページ、別表第3でございます。

こちらにつきましては、実は改正前の別表で内容的に変更がございません。別表が二つ追加されたことに伴う繰り下げでございます。規定事項としましては、市長部局と教育委員会の間で特定個人情報の提供ができる規定をここに掲げております。生活保護、それから中国残留邦人等の支援等に関するもの、それから学校安全衛生法による、いわゆる要保護・準要保護のうちの医療費の部分、こちらが機関同士で特定個人情報の提供ができますよという規定でございます。

それから、今度は議案書の6ページお願いしたいと思います。

議案書の6ページ一番下、付則でございます。この条例の施行日でございますけれども、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第5号に定める日から施行するということですが、これにつきましては、本条例の改正につきましては、改正番号利用法の施行に合わせて施行したいと思っておりますけれども、同法の施行日が現在のところ定まっておきませんので、このような規定としたものでございます。

説明については以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

市町村の個人番号の独自利用については、この条例の第4条にある番号法の第9条第2項で大枠は定められているわけですが、具体的に使うとなると数多くのもがあると思うんですけれども、その辺の概要についてお聞きしたいと思います。

後藤委員長

永井情報政策課長。

永井情報政策課長

お答えをいたします。

今回、条例改正で4項目挙げさせていただきましたが、これまでに庁内の独自利用できる事務等、各課に照会をかけた上で、具体的には23業務ほどございました。その中から実際に条例に盛り込むかどうかを検討した結果、具体的にはその事務の申請件数等、年間の実績等を踏まえまして、今回の4事務に絞り込んだというようなことでございます。

以上です。

後藤委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
わかりました。

それと、あと市町村が独自に利用するための要件ですけれども、今回のように条例改正、それがまず第1次的な要件ですけれども、そのほかにもこの条例に書かれていないような事務手続等について、あればお聞きしたいと思います。

後藤委員長  
永井情報政策課長。

永井情報政策課長

具体的に事務手続等ということでございますが、具体的には情報提供ネットワーク、他自治体との連携をする場合には、利用する場合には、基本的に国の第三者機関であります個人情報保護委員会から独自利用事務として情報提供ネットワークによる情報連携として認められる必要がございます。今後、条例可決後、そういう手続をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

後藤委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
あと、評価表の作成はどうか。

後藤委員長  
永井情報政策課長。

永井情報政策課長

今後、担当課のほうに評価表を作成していただきまして、私どものほう、情報公開・個人情報保護審査会を経まして、国の機関のほうに提出をしたいというふうに考えております。

以上です。

後藤委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員

すみません、あと最後に、別表3の第5条関係の新旧対照表で、先ほどの説明ですと、これはあまり変わっていないということでしたけれども、中身はよくわからないんですけれども、一番下の市長のところ若干追加されているように思うんですけれども、この辺についてお聞きします。

後藤委員長  
永井情報政策課長

永井情報政策課長

第5条の別表第3の新旧対照表の違いということでございますが、これまでの別表では、市長部局と教育委員会との間で行われておりました機関間の特定個人情報提供について定めていたところがありますが、教育委員会が必要としています特定個人情報としては、これまで住民票の関係情報のみということでございましたが、今回の改正案では事務効率の観点から、教育委員会が学校保健安全法によります、医療に要する費用の援助に関する事務処理過程におきまして、市長部局から提供を受ける

これまでの特定個人情報に加えて、地方税関係情報、生活保護関係情報及び児童扶養手当関係情報等の情報を追加するというようなことでございます。

以上です。

後藤委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
ありがとうございます。  
私のほうからは以上です。

後藤委員長  
ほかに質疑等はありませんか。  
別にないようですので、採決いたします。議案第2号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

#### 【異議なし・ありの声】

後藤委員長  
ご異議がありますので、挙手採決いたします。議案第2号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

#### 【委員挙手】

後藤委員長  
賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。  
続きまして、議案第9号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）の所管事項について、執行部から説明願います。  
直井総務部長。

直井総務部長  
それでは、議案第9号 平成28年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）でございます。  
議案書の別冊のほう、おあげいただきたいと思えます。  
1ページでございます。  
28年度の龍ヶ崎市一般会計補正予算の第1号でございます。  
歳入歳出にそれぞれ6,959万6,000円を追加をいたしまして、総額をそれぞれ244億2,559万6,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、その主なものといたしまして、臨時福祉給付金の給付事業の予算の計上、それと、小児・妊婦マル福所得制限緩和によります受給者増の対応予算の計上、最後に、熊本地震被災地への災害支援物資提供によります備蓄品の補充予算の計上が主なものでございます。  
4ページ、5ページをおあげいただきたいと思えます。  
歳入でございます。一番下の欄でございます。  
19番繰越金、一般会計繰越金でございます。378万3,000円、財源調整でございます。  
次に、歳出でございます。  
8ページ、9ページをおあげください。

出水田危機管理監  
それでは、01025100消防団活動費でございます。消防団専用波デジタル無線装置の取り扱いに必要な第3級陸上特殊無線技士の資格取得に関する費用について、消防団3人分について補正予算を計上したものでございます。旅費につきましては電車の運賃8,000円、それから役務費につきましては免許申請手数料6,000円、負担金につきましては受講料金7万3,000円でございます。

続きまして、01025700非常災害用備蓄品需用費でございます。これにつきましては、平成28年熊本地震に伴い、当市の災害用備蓄品の一部を熊本県上益城郡山都町へ支援物資として提供したものでございます。その備蓄品の購入費でございます。アルファ米5,000食、ようかん600個のアレルギー対応の備蓄品、アレルギー対応を含む粉ミルク150食、使い捨て哺乳ボトル200個、ブルーシート50枚、飲料水携行袋1,500枚、飲料水1,440リットルでございます。

以上です。

後藤委員長

執行部からの説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

山崎委員。

山崎委員

9ページ、これの消防費で01025700の非常災害用備蓄品ということについてお聞きしたいと思えます。

まず、これは危機管理監、また総務部長のご説明により、熊本地震の被災地である山都町へ救援物資提供と説明がありました。そこで伺いたいんですが、当市の派遣された職員の人数とお名前をまず伺いたいということ、それとこの救援物資の搬送手段、どのような手段で現地まで、被災地まで行ったのか、それとその経費がどのくらいかかったのか、また燃料費についても、また走行距離についてもちょっと教えていただきたい。

それと最後になりますが、この山都町の避難所、こちらの住民について、救援物資を提供いたしました。そのときの住民の感情と申しますか、感じ方を概略でいいですから、ちょっと教えていただきたいと思ひまして、よろしくお願ひします。

後藤委員長

出水田危機管理監。

出水田危機管理監

お答えします。

まず、派遣人員につきましては4名でございます。派遣者につきましては、危機管理室橋原課長補佐、森田税務課長、大貫企画課長補佐、そして私、危機管理監の4名でございます。交通手段につきましては、片道、熊本山都町役場まで1,300キロメートルでございます。使用した車両につきましては、消防団の指揮車でございますサーフ1台及びチャーターしました龍ヶ崎通運4トントラック1台の2台で行きました。料金でございますけれども、燃料代につきましては1万6,730円、高速代につきましては、災害派遣等従事車両証明書がございましたので無料となります。それから、龍ヶ崎通運のトラックの使用料19万4,000円でございます。

続きまして、住民の方々の感情等でございますけれども、その前に全般を通じまして今回のこの派遣物資支援につきましては、龍ヶ崎市の優しい思いを熊本県にお伝えできたというふうに思っております。そしてこれは今回だけではございません。中越地震等、あるいは阪神・淡路、東日本大震災の中でもこういった支援活動を実施してございまして、そういった経験も踏まえながら、きめの細かな支援物資等を実施してまいりました。特に、職員4名を派遣させていただくことによって、本当に細かい支援ができたというふうに思っております。

住民の方々の感情でございますけれども、私たちが行きましたところは、いわゆる激震地域ではない山都町なんですけれども、とはいいいながらも震度6弱の地震が1回、震度5強の地震が1回等々かなり大きな地震があったということでもありますけれども、行って非常に喜んでもらったのは、私たちのところまで来てくれたんですねと、そういう感謝の思いが非常に住民の方々からありました。私たちは避難所まで直接運びましたので、そういったものを直接住民の皆様方から感じたところがあります。恐らく龍ヶ崎市に対する思いは非常に大きかったというふうに思います。そういった面できずなというか、和というか、そういったものも非常に大きな成果があったのではないかなというふうに思っています。

以上です。

後藤委員長

山崎委員，質疑に当たっては一問一答でお願いします。

山崎委員

本当に大変でした。走行距離2,600キロ，往復ですね，本当に派遣された職員の方には本当に心より深く深く，本当に感謝しております。これからもまた災害地が発生したならば，ぜひとも素早く救援物資を届けていただくように期待しております。

以上で質問を終わります。

後藤委員長

ほかにありませんか。

山宮委員。

山宮委員

私も同じところなんですけれども，今，ご報告をいろいろお聞きいたしまして，龍ヶ崎の対応のよさにとても感動していますし感謝しております。先日の議会の中でも，一般質問の中でその話をさせていただいたときには，出水田危機管理監は当日いらっしゃらなかったものですから，改めてありがとうございました。非常用災害備蓄費の部分なんですけれども，細かくアルファ米，ようかん，哺乳瓶とかいろいろお聞きしましたけれども，災害があつて何日かたつたころだつたと思いますが，それこそアレルギー対応のミルクがなくて，テレビの画面を通じながら右往左往しているお母さんがいらつしゃつた地域がありました。そういう中でこの哺乳瓶とかミルクとなつていましたけれども，これも全てアレルギー対応のものだつたんでしょうか。

後藤委員長

中島危機管理室長。

中島危機管理室長

はい，アレルギー対応のものでございます。

後藤委員長

山宮委員。

山宮委員

ありがとうございました。先ほども山崎委員のほうからもありましたけれども，山都町の皆さんの喜びの声ということがありましたが，現実にアルファ米の使い方とか使用の仕方とか，私たちはいろんな訓練を経験させていただいているので，あ，これねとすぐわかりますが，あちらの方はなかなか理解するの大変だつたんじゃないかなと思うんですが，その辺はいかがだつたんでしょうか。

後藤委員長

出水田危機管理監。

出水田危機管理監

子ども向けの使い捨て哺乳瓶とか粉ミルクにつきましては，直接配つたものではございません。これは役所のほうにいろいろプールしてもらつて，要望に応じて使い捨て哺乳瓶等々を市役所のほうからニーズに応じて配つたと。そのときに役所の見解からいうと，特に使い捨て哺乳瓶なんかは，やっぱり水がない状況の中で大変ありがたかつたというコメントをいただいております。そのほか粉ミルク等についてもそういった理由でございますので，いろいろ被災者のニーズに応じた物資の提供でございますので，ここは大変喜ばれたというふうに思っております。

後藤委員長

山宮委員。

山宮委員

ありがとうございました。こういうことを踏まえて、龍ヶ崎でもしそういう災害があったときには、こういうことについての備蓄が完璧なんだなということもわかりましたし、そこまで手を入れてくださっていることに本当に感謝いたしました。また災害あってからちょうど2カ月でやっと仮設住宅に入れましたという方たちのお声を聞いたときに、本当に長い長い2カ月間だっただろうなと思いながら、そういう中でたった4日の間にこれだけのものを運べたというのは、本当に龍ヶ崎の誇りだなというふうに感じました。御苦労さまでした。ありがとうございました。

以上です。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

私のほうからも山都町に直接物資を届けられたということで、大変ご苦労さまでした。

それで、今回、山都町に直接届けた物資は全部で9点だということで、プレスリリースで内容を見ておるんですけども、先ほど山宮委員のほうからもアレルギー対応の関係で3点ほど持っていかれていますけれども、内容については直接山都町とも確認されていかれたものだと思いますけれども、特に注目されたものとか、喜ばれたものとかありましたらお願いいたします。

後藤委員長

出水田危機管理監。

出水田危機管理監

これは1対1の、いわゆる被支援者、支援を受けられた山都町と私たちの龍ヶ崎が1対1の中の物資提供でございましたので、行く前からどのようなものが欲しいですかということのニーズに応じて行ってきました。でありますので、持っていったものが全て喜ばれたというふうに思います。その中で、特に特筆して言わせてもらおうと、私たちの龍ヶ崎市はこういったものがあると、例えば今回のアレルギー対応の、子ども用の使い捨て哺乳瓶とかこういうものもあるんですよということを申し上げまして、あ、そんなものもあるんですかというようなことの中で行きましたので、全て喜んでもらったというふうに思っております。

後藤委員長

ほかに質疑等はありませんか。

別にないようですので、採決いたします。議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例について）、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について）の2案件につきましては、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行ったものであります。関連しておりますので、一括して説明を受け、審査を行い、採決は別々に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行部から説明願います。

直井総務部長。

直井総務部長

それでは、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてからご説明をしたいと思います。議案書のほう、24ページになります。

報告第1号 専決処分承認を求めることについてということで、具体的には26ページのほう、おあけいただきたいと思います。

龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例についての改正文について記載をされております。

新旧対照表のほうでご説明をしたいと思います。

11ページをおあけいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、都市計画税条例と同じように、地方税法等の改正に伴いまして法律の範囲内で自治体が条例で各種発電設備などの償却資産の特例割合等を定めることができる、いわゆるわがまち特例の導入及び文言整理のために改正をするものでございます。平成28年4月1日から施行することから、平成28年3月31日に専決処分をしたものでございます。

内容でございます。

まず、第1条で、龍ヶ崎市税条例の一部を改正をしております。

第2条、13ページのほうに出ておりますけれども、中段に第2条で、龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例の一部改正ということで、2条にわけて改正をしております。

まず、第1条のほうでございます。18条の2改正でございますけれども、行政不服審査法の改正に伴いまして、「不服申し立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

続きまして、第55条と58条の改正につきましては、税法上の引用条文が漏れていたものを加えるものでございます。

12ページのほうおあけいただきたいと思います。

付則のほうでございます。

付則の第10条の2のまず4項でございます。法律の条文の繰り下げに伴います条文の整理でございます。

7項以下についてわがまち特例の特例措置の規定でございます。

7項につきましては、津波対策施設の償却資産の特例措置についての規定でございます。

それから、10項につきましては、太陽光発電施設設備の特例、11項が風力発電設備の特例、12項が水力発電設備の特例、13項が地熱発電設備の特例、14項がバイオマス発電設備の特例でございます。

13ページをおあけください。

18項でございます。都市再生特別措置法に基づきます公共施設等の用に供する家屋及び償却資産の特例措置の追加の規定でございます。

10条の3の第9項でございます。リフォームの場合の資産税の減額の申告の際、国または地方公共団体からの補助金を除くことから、要件を第5号に追加をしたものでございます。

その下でございます。

第2条のほうの改正でございます。龍ヶ崎市税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、平成27年3月31日に専決処分をして改正したものの、未施行の部分の改正条例の付則を改正するものでございます。

付則の第5条以下、第5条の各項の改正規定につきましては、市たばこ税関係の改正の文言の整理でございます。内容については改正をしておりません。文言の整理でございます。

議案書のほうにお戻りいただきたいと思います。

議案書の27ページをおあけいただきたいと思います。

付則でございます。まず、第1条で施行期日が出ております。28年4月1日から施行するというところでございます。

第2条につきましては経過措置が規定をされておまして、特段の定めがあるものを除いて第1条の改正後の条例の適用、固定資産税に関する部分の適用については、28年度以後の年度分の固定資産税について適用する旨の規定でございます。

2項以下につきましては、固定資産税のわがまち特例の適用についての規定でございます。29年度以後の固定資産税について適用するというところでございます。

以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

直井総務部長。

直井総務部長

すみません、報告第2号のほう、引き続き説明をさせていただきます。

議案書のほう、30ページでございます。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

32ページでございますけれども、龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例の改正文が載っております。こちらにつきましても、新旧対照表で説明をさせていただきます。

16ページをおあげいただきたいと思っております。

こちらでも地方税法の改正に伴いまして、都市再生特別措置法に基づく認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置でありますわがまち特例の導入を主な改正点とした改正でございます。

内容、第2条の第2項でございます。地方税法の改正によります条文の繰り上げ、繰り下げによる条文の整理でございます。第4項を追加をいたしまして、都市再生特別措置法に基づく認定誘導事業者が整備をしました。公共施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置を定めるものでございます。

5項以下につきましては、地方税法、そして本条例の改正によります条文の整理でございます。

議案書のほう、33ページへお戻りいただきたいと思っております。

付則でございます。この条例の施行期日でございます。28年の4月1日から施行するというところでございます。

2項、3項について経過措置が出ております。都市計画税条例の改正後の規定は、28年度以後の年度分の都市計画税について適用をする旨2項のほうで規定をしております。3項のほうではわがまち特例の特例措置に関する規定でございます。29年度以後の年度分の家屋に対する都市計画税について適用をするということにしております。

説明は以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

まず、市税条例の改正の第18条2項の「不服申し立て」が今回「審査請求」に変わることにについては、前回議会で通りました行政不服審査に関する条例改正によるものなんですけれども、具体的にこの市税に関して審査請求があった場合には、新しい条例のもとではどのようなことになるか、お聞きいたします。

後藤委員長

森田税務課長。

森田税務課長

審査請求の手続きでございますが、改正前におきましては税務関係の不服申し立てにつきましては、処分庁のほうは税務課でございました。改正後におきましては、現処分に関係をしていない審理員による審査手続等となり、また請求期間も60日から3カ月に延長になったところでございます。

以上でございます。

後藤委員長

金剛寺委員。

金剛寺委員

次に、今回、新しくわがまち特例というのが適用されて、この中にも条例改正があるんですけれども、幾つか条文あるんですけれども、この中で今回定められた何分の1とかという課税標準が、従来の課税と比べると変わっているのか変わっていないのか、その辺お聞きしたいと思います。

後藤委員長  
森田税務課長。

森田税務課長

まず、わがまち特例の基準につきましては、特別の計画等の定めがある場合を除き、地方税法で定めている基準を参酌するというようなことになっております。今回、特例の基準につきましては、再生エネルギー関係をはじめといたしまして、こちらの参酌基準を採用いたしております。こちらの参酌基準につきましては、従来の特例基準と同様の特例基準となっておりますので変更等はございません。

以上でございます。

後藤委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員

あと都市計画税のほうでお聞きしたいんですけども、今回、資料が配られていますけれども、非常に項目のずれもいっぱいあってなかなかわかりづらいんですけども、これをざっと見ると中身が変わっているのは第2条と附則第4項と附則第16項だと思われるんですけども、この中で実際に龍ヶ崎市に関係するところがあればちょっとお聞きしたいと思います。

後藤委員長  
森田税務課長。

森田税務課長

今回の改正の中で直接関係する項目につきましては、条例附則の第6項におきまして、地方税法附則第15条の第45項を追加しております。その内容といたしましては、農地中間管理事業のため、10名以上の賃借権を新たに設定した農地につきましては、特例措置として3年間都市計画税の課税標準額を2分の1に適用するというような条項が入っております。こちらにつきましては、農地関係が若干市街化農地について関係する可能性もございます。それ以外については、ほぼ条文の読みかえ等となっております。

以上でございます。

後藤委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員

最後に、1点だけお伺いします。今回の条例改正の大もととなっている、今年度の地方税法の改正の中には数多くの項目があるんですけども、その中で当市に関係するものをちょっと見てみると、例えば今年度から始まった地方創生応援税制ということで、これは俗称企業版ふるさと納税と言われる部分と、来年度から始まる法人住民税に応援税というのが投入されることになっておりますけれども、この辺について当市の税制にどの程度というのかわからないですけども、影響があるものかどうかについてお聞きします。

後藤委員長  
森田税務課長。

森田税務課長

すみません、法人市民税の税率改正関係の部分でよろしいですか。地方創生応援税制と……、あとすみません。

後藤委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員  
すみません。地方創生応援税制と、あと法人住民税の改正の2点についてお願いします。

森田税務課長

まず、法人市民税の税率の改正関係なんですけれども、こちらにおきましては地方税法が今回改正されまして、3.7%の税率が引き下げられることになっております。こちらの法律の施行につきましては、29年4月1日からの施行でございます。これから市税条例の改正等予定しているところでございます。もちろん税率改正によりまして、市の歳入への影響は出てくると思われまじけれども、こちらの影響額等については市税条例改正の中で算出をしていく予定でございます。

また、地方創生応援税制でございますけれども、先ほど委員からお話がありましたように、こちらにつきましては、企業版のふるさと納税でございます。こちらでも地方税法の改正によりまして、平成28年4月20日から施行されております。こちらのほうは、地方税法の改正によって既に法律のほうは施行されておりますので、施行されるところでございます。影響につきましては、地方創生に関する法人の寄附について、法人市民税等の法人3税から税額の控除を行うような改正内容となっております。

以上でございます。

後藤委員長

ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。報告第1号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

**【異議なし・ありの声】**

後藤委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。

報告第1号、本案は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【委員挙手】**

後藤委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第2号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

**【異議なしの声】**

後藤委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号））について、執行部から説明願います。

直井総務部長。

直井総務部長

それでは、議案書の別冊のほう、17ページをおあけいただきたいと思っております。

処分5号ということで、平成27年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）でございます。

この補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ5,359万5,000円を減額をいたしまして、総額をそれぞれ253億1,351万9,000円としたものでございます。

この補正予算の主なものでございますけれども、一つ目は地方創生加速化交付金の不採択によります歳入歳出の減額でございます。もう一つは、平成27年度の事業費の確定、決算見込みによります最終の補正ということになっております。

21ページをおあけください。

松尾総合政策部長

21ページ、第2表、繰越明許費補正廃止の分でございます。

総務費の総務管理費、広報活動費、シティセールスプロモーション事業、地域振興事業、3件につきましては、いずれも地方創生加速化交付金の充当を想定し、平成28年度事業を前倒しをした形での補正予算に計上したものでございますが、同交付金の採択を受けまして廃止をしたものでございます。

25ページお開きください。

25ページ、歳入でございます。

国庫支出金の国庫補助金、総務管理費補助金でございます。地方創生加速化交付金で情報発信推進事業分、同じくシティプロモーション事業分、地域振興事業分、いずれについても地方創生加速化交付金の不採択による皆減でございます。

直井総務部長

一番下、19番繰越金でございます。一般会計繰越金7,768万5,000円、財源調整のための繰越金でございます。

28, 29ページをお開きください。

松尾総合政策部長

歳出でございます。

総務費、総務管理費、まず文書広報費の広報活動費でございます。こちらにつきましては、スマートフォンアプリ構築費用として計上していたものでございますけれども、地方創生加速化交付金の不採択によりまして、歳出全額を皆減したものでございます。

同じく、企画費のシティセールスプロモーション事業につきましても同様でございます。

それから、地域振興費、地域振興事業交付金100万円の減額につきましても同様の理由でございます。

なお、地方創生加速化交付金につきましては、現在、第2次募集の手续に応募できるよう、手続を進めているところでございます。

直井総務部長

その下でございます。

14番基金費でございます。積立金、公共施設維持整備基金費でございます。今後の公共施設の更新等の需要に備えるための積立金1億円を積み立てるものでございます。

36, 37ページをお開きください。

一番最後の11番の公債費でございます。補正額がゼロ、元金のほうゼロになっておりますけれども、財源の内訳のほうで、一般財源から特定財源のほうに元金償還の財源を変更したものでございます。

以上でございます。

後藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

地方創生加速化交付金についてお尋ねします。今回、不採択ということで残念なことなんですけれども、3月18日に内閣府の地方創生推進室が出している「交付対象事業の決定について」という文書を読んでいて、これの評価基準からみると、なかなか今回の事業は厳しいかなというふうにもあるんですけれども、先ほど答弁がありましたように、今回、1次分として906億円が決定したと、残り94億円については2次分がまだ残っているということだと思っておりますけれども、この中については申請事

業が全て不採択となった市町村には何か優先するような含みもあるので、この辺の第2次分の見込みはどうですかと思って、1点お聞きします。

後藤委員長  
宮川企画課長。

宮川企画課長

第2次募集分で、今現在準備をしているところがございます。今回の加速化交付金ですけれども、これは一億総活躍社会の実現ということで、希望を生み出す強い経済を実現するですとか、子育て支援ですとか、安心につながる社会保障、そういったいわゆる新三本の矢に合致する事業について交付をするよということでございます。そうしたところから、現在、前回の不採択の部分においても子育て環境日本一推進事業、それからもう一本、地域の潜在力の推進事業というような2本で申請したわけですが、不採択となりました。そこで再度見直し、精査をいたしまして、子育て環境日本一推進事業1本に絞りまして、現在、国・県等々の指導も受けまして、申請をして何とか採択をしたいというふうに今進めているような状況でございます。

後藤委員長  
金剛寺委員。

金剛寺委員

あともう一点で、28年度予算で地方創生推進、今度交付金というのがありますけれども、これには応募される予定でしょうか、その点お聞きします。

後藤委員長  
宮川企画課長。

宮川企画課長

推進交付金でございますが、これは交付が2分の1ということになっておりまして、これまでの10分の10とは若干配分が違うものでございます。この推進交付金ですけれども、地域再生計画というのを定めまして事業をやっていくという必要があります。現在、先ほど申しましたように、加速化交付金を採択し、その事業を今年度はやっていくということで現在考えておりまして、現状でこれに手を挙げるといった想定はしておりませんが、これは後も何回か募集があるということですので、事業があれば柔軟に対応していきたいとは考えています。

後藤委員  
ほかにありませんか。  
石引委員。

石引委員

29ページが一番上の広報活動費で、スマートフォンアプリの構築についてなんですが、今回減額されているんですが、前回の松尾部長の答弁の中で、アプリのほうは進めておりますというお話だったので、これは予算は減額という形になってはいますが、今、市の単体予算で始めているのかなと思って、ちょっとそこを確認したいと思ひまして。

後藤委員  
松尾総合政策部長。

松尾総合政策部長

これは27年度の予算で皆減したということなんですが、28年度当初予算に全く同じものが実はのっております。もともと28年度で実施しようとしたものを地方創生加速化交付金の対象にするために前

倒しをするということですので、実は両方、28年度当初予算になりますので、この予算をベースにして事業を推進しているというような、そういうことでございます。

後藤委員  
石引委員。

石引委員  
わかりました。ありがとうございます。

後藤委員長  
ほかにありませんか。  
鴻巣委員。

鴻巣委員  
今も質疑ありましたが、全部というか、ほとんどもう今回は駄目だったというふうに理解して、もちろん28年度の予算に上げて、27年度は前倒しでもらえたらもらう、もらえなかったら市の本予算であれをやって、最初からそういう感じなので、これ、全部が駄目だったといたらやっぱり見通しが甘いと言わざるを得なくなっちゃうんで、もうちょっとしっかりやってもらわないと。今回、他ももらっているところもあるわけだから、一般質問でもあったように、だからやっぱり何というか、見通しが甘いというか、そこら辺もやっぱり少し考えて。今年度また募集に応募するというらしいし、もちろんやって頑張ってもらえないけれども、これきちんと打ち合わせして本当にちゃんともらえるようにやってもらわないと、しょっちゅうこんなことあったら、これはやっぱりおかしいよ、こういうやり方をしているのでは。例えば少しはもらえるようにならなかったか。全部が全部駄目というので、そのまま28年度でやれるからいいけれども、そういう考えじゃなくて、違う考え方というか、これはどうしてもやるんだとかという信念を持ってやってもらわないと。そういうことで苦言だけ呈しておきます。別に答弁はもらわないけれども、一応そういう考えでしっかりやってくださいということ。

後藤委員長  
ほかにありませんか。  
別がないようですので、採決いたします。報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

#### 【異議なしの声】

後藤委員長  
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。  
以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。  
これをもって総務委員会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。